

と。

9の3 中小企業等協同組合法第58条の7第3項の規定に基づき、共済計理人に対し、説明又は意見を求めること。

9の4 中小企業等協同組合法第58条の8の規定に基づき、共済事業を行う組合に対し、共済計理人の解任を命ずること。

別表第1 県民局地域振興部の部産業労働担当参事（但馬県民局、丹波県民局及び淡路県民局にあつては、商工観光・労働担当参事）の項県民局長委任事項の欄14中「第105条の3」を「第105条の3第1項又は第2項」に改め、同欄14の次に次のように加える。

14の2 中小企業等協同組合法第105条の3第3項の規定に基づき、共済事業を行う組合に対し、報告又は資料の提出を求めること。

14の3 中小企業等協同組合法第105条の3第4項の規定に基づき、組合の子法人等又は共済代理店に対し、報告又は資料の提出を求めること。

別表第1 県民局地域振興部の部産業労働担当参事（但馬県民局、丹波県民局及び淡路県民局にあつては、商工観光・労働担当参事）の項県民局長委任事項の欄15中「協同組合等から必要な報告を徴し、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同欄15の次に次のように加える。

15の2 中小企業等協同組合法第105条の4第2項の規定に基づき、共済事業を行う組合の事務所等に立ち入らせ、質問させ、又は検査させること。

15の3 中小企業等協同組合法第105条の4第4項の規定に基づき、組合の子法人等若しくは共済代理店に立ち入らせ、質問させ、又は検査させること。

別表第1 県民局地域振興部の部産業労働担当参事（但馬県民局、丹波県民局及び淡路県民局にあつては、商工観光・労働担当参事）の項県民局長委任事項の欄16の次に次のように加える。

16の2 中小企業等協同組合法第106条の3の規定に基づき、共済事業を行う組合からの届出を受理すること。

別表第1 県民局地域振興部の部産業労働担当参事（但馬県民局、丹波県民局及び淡路県民局にあつては、商工観光・労働担当参事）の項県民局長委任事項の欄27中「第105条の3」を「第105条の3第1項又は第2項」に改め、同欄64中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「中心市街地活性化推進法」を「中心市街地活性化法」に、「第35条」を「第49条」に、「認定特定事業者等」を「認定特定民間中心市街地活性化事業者」に改め、同欄116の次に次のように加える。

116の2 国際観光ホテル整備法第44条第1項の規定に基づき、登録ホテル事業を営む者に対し、その事業に関し報告させること。

別表第1 県民局地域振興部の部産業労働担当参事（但馬県民局、丹波県民局及び淡路県民局にあつては、商工観光・労働担当参事）の項県民局長委任事項の欄132から137までを削り、同項県民局長専決事項の欄6中「第9条の9第4項」を「第9条の9第5項」に改め、同欄7中「第9条の6の2第3項（同法第9条の9第4項）」を「第9条の6の2第4項（同法第9条の9第5項）」に改め、同欄10の次に次のように加える。

10の2 中小企業等協同組合法第57条の5の規定に基づき、組合の余裕金の運用を認可すること。

別表第1 県民局地域振興部の部産業労働担当参事（但馬県民局、丹波県民局及び淡路県民局にあつては、商工観光・労働担当参事）の項県民局長専決事項の欄12中「第63条第3項」を「第66条」に改め、同欄13中「第97条第2項」を「第96条第5項」に改め、同欄14中「第106条第4項」を「第106条第2項」に改め、同欄23中「第63条第3項」を「第66条」に改め、同欄24中「第97条第2項」を「第96条第5項」に改め、同欄25中「第106条第4項」を「第106条第2項」に改め、同欄に次のように加える。

59 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第18条の規定に基づき、通訳案内士の登録を行うこと。

60 通訳案内士法第21条第1項の規定に基づき、通訳案内士の登録を拒否すること。

61 通訳案内士法第23条第1項の規定に基づき、通訳案内士の登録事項の変更の届出を受理すること。

62 通訳案内士法第25条第1項又は第26条の規定に基づき、通訳案内士の登録を抹消すること。

63 通訳案内士法第33条第1項の規定に基づき、通訳案内士に対する処分を行うこと。

64 通訳案内士法第34条の規定に基づき、業務に関し必要な報告を求めること。

別表第1 県民局地域振興部の部農林振興事務所の項県民局長委任事項の欄8の次に次のように加える。

8の2 農業協同組合法第64条第7項の規定に基づき、農業協同組合連合会の解散の届出を受理すること。

別表第1 県民局地域振興部の部農林振興事務所の項県民局長委任事項の欄12の2を同欄12の3とし、同欄

12の次に次のように加える。

12の2 農業協同組合法第73条第4項において準用する民法第83条の規定に基づき、農事組合法人の清算終了の届出を受理すること。

別表第1 県民局地域振興部の部農林振興事務所の項県民局長委任事項の欄13中「第86条第2項」を「第89条第2項」に改め、同欄22の2の次に次のように加える。

22の3 農業協同組合法第97条の2第1号の規定に基づき、共済代理店の設置又は廃止の届出を受理すること。

22の4 農業協同組合法第97条の2第2号の規定に基づき、共済計理人の選任又は退任の届出を受理すること。

22の5 農業協同組合法第97条の2第12号の規定に基づき、農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第231条第1項第18号及び第19号に掲げる場合の届出を受理すること。

別表第1 県民局地域振興部の部農林振興事務所の項県民局長委任事項の欄27を次のように改める。

27 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）第7条第2項の規定に基づき、信用事業方法書の制定、変更及び廃止の届出を受理すること。

別表第1 県民局地域振興部の部農林振興事務所の項県民局長委任事項の欄27の次に次のように加える。

27の2 農業協同組合等に関する手続を定める規則（昭和47年兵庫県規則第91号）第8条第1項の規定に基づき、理事の行為の差止め、役員の変更の請求その他の請求の報告を受理すること。

27の3 農業協同組合等に関する手続を定める規則第8条第2項の規定に基づき、同条第1項の請求に対して講じた措置の報告を受理すること。

27の4 農業協同組合等に関する手続を定める規則第8条の2の規定に基づき、訴えの提起の報告を受理すること。

27の5 農業協同組合等に関する手続を定める規則第16条の規定に基づき、試算表の届出を受理すること。

27の6 農業協同組合等に関する手続を定める規則第17条の規定に基づき、届出を受理すること。

27の7 農業協同組合等に関する手続を定める規則第18条の規定に基づき、報告を受理すること。

27の8 農業協同組合等に関する手続を定める規則第20条の規定に基づき、宅地等供給事業に係る開発計画の届出を受理すること。

27の9 農業協同組合等に関する手続を定める規則第23条第2項の規定に基づき、農事組合法人の組織変更の無効の訴えの提起の届出を受理すること。

27の10 農業協同組合等に関する手続を定める規則第24条第2号の規定に基づき、農事組合法人の事業報告等の承認の届出を受理すること。

27の11 農業協同組合等に関する手続を定める規則第24条第3号の規定に基づき、代表理事の互選の届出を受理すること。

別表第1 県民局地域振興部の部農林振興事務所の項県民局長委任事項の欄30中「こと」の右に「（2以上の県民局の所管区域に販売所を有する販売者に係るものを除く。）」を加え、同欄32中「（ゴルフ場に係るものに限る。）」を削り、同欄32の2中「32の3及び32の4において同じ」を削り、同項県民局長専決事項の欄中20から21の2までを削り、22を20とし、22の2を21とし、同欄23中「第11条の4第1項」を「第11条の7第1項」に改め、同欄23を同欄22とし、同欄22の次に次のように加える。

23 農業協同組合法第11条の7第4項の規定に基づき、共済規程の変更の届出を受理すること。

別表第1 県民局地域振興部の部農林振興事務所の項県民局長専決事項の欄24中「第11条の8第1項」を「第11条の23第1項」に改め、同欄25中「第11条の11」を「第11条の26」に改め、同欄26中「第11条の14第1項」を「第11条の29第1項」に改め、同欄27中「第11条の15の3第1項」を「第11条の32第1項」に改め、同欄28の3の次に次のように加える。

28の4 農業協同組合法第50条の2第7項の規定に基づき、信用事業の譲渡の届出を受理すること。

28の5 農業協同組合法第50条の4第5項において準用する同法第50条の2第7項の規定に基づき、共済事業の譲渡及び共済契約の移転の届出を受理すること。

別表第1 県民局地域振興部の部農林振興事務所の項県民局長専決事項の欄31の次に次のように加える。

31の2 農業協同組合法施行規則第206条第2項の規定に基づき、縦覧書類の縦覧開始の延期を承認すること。

31の3 農業協同組合法施行規則第232条第6項の規定に基づき、事業計画書の提出の延期を承認すること。

別表第1 県民局地域振興部の部土地改良事務所の項県民局長専決事項の欄1中「技術吏員」を「職員」に

改め、同表県民局県土整備部の部まちづくり担当参事（丹波県民局にあつては、森のまちづくり担当参事）の項県民局長委任事項の欄16の8中「中心市街地活性化推進法第6条第7項」を「中心市街地活性化法第9条第11項」に、「について」を「の円滑かつ確実な実施に関し」に改め、同欄40を次のように改める。

40 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第16条第1項の規定に基づき、受託した同法第13条第1項第5号及び第6号並びに第2項第1号に規定する貸付けに係る建築物等の工事の審査を行うこと。

別表第1県民局県土整備部の部まちづくり担当参事（丹波県民局にあつては、森のまちづくり担当参事）の項県民局長委任事項の欄66(1)から(3)までを削り、同欄94の次に次のように加える。

94の2 建築基準法第77条の31第2項の規定に基づき、指定確認検査機関の事務所に立ち入り、検査させ、又は質問させること。

別表第1県民局県土整備部の部まちづくり担当参事（丹波県民局にあつては、森のまちづくり担当参事）の項県民局長委任事項の欄111の2を次のように改める。

111の2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第15条第1項の規定に基づき、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずること。

別表第1県民局県土整備部の部まちづくり担当参事（丹波県民局にあつては、森のまちづくり担当参事）の項県民局長委任事項の欄111の3中「ハートビル法第4条第2項」を「バリアフリー法第15条第2項」に改め、同欄111の4を次のように改める。

111の4 バリアフリー法第15条第3項の規定に基づき、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすること。

別表第1県民局県土整備部の部まちづくり担当参事（丹波県民局にあつては、森のまちづくり担当参事）の項県民局長委任事項の欄111の5中「ハートビル法第5条第3項」を「バリアフリー法第16条第3項」に、「特定施設」を「建築物特定施設」に改め、同欄111の6中「ハートビル法第6条第3項」を「バリアフリー法第17条第3項」に改め、同欄111の7中「ハートビル法第6条第5項」を「バリアフリー法第17条第5項」に改め、同欄111の8中「ハートビル法第7条第2項」を「バリアフリー法第18条第2項」に、「第6条第3項」を「第17条第3項」に改め、同欄111の9を削り、同欄111の10中「ハートビル法第11条」を「バリアフリー法第21条」に改め、同欄111の10を同欄111の9とし、同欄111の11中「ハートビル法第12条」を「バリアフリー法第22条」に改め、同欄111の11を同欄111の10とし、同欄111の10の次に次のように加える。

111の11 バリアフリー法第53条第3項の規定に基づき、建築物移動等円滑化基準への適合に関し報告させ、又は工事現場に立ち入り、検査させ、若しくは質問させること。

111の12 バリアフリー法第53条第4項の規定に基づき、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告させること。

別表第1県民局県土整備部の部まちづくり担当参事（丹波県民局にあつては、森のまちづくり担当参事）の項県民局長委任事項の欄120中「第31条の2第2項第10号ハ及び第11号ニ、第62条の3第4項第10号ハ及び第11号ニ並びに第63条第3項第5号イ及び第6号」を「第31条の2第2項第14号ハ及び第15号ニ、第62条の3第4項第14号ハ及び第15号ニ、第63条第3項第5号イ及び第6号並びに第68条の69第3項第5号イ及び第6号」に改め、同欄148の次に次のように加える。

148の2 建築士法第8条の2の規定に基づき、2級建築士又は木造建築士の死亡、後見開始等の届出を受理すること。

別表第1県民局県土整備部の部まちづくり担当参事（丹波県民局にあつては、森のまちづくり担当参事）の項県民局長委任事項の欄150中「第10条第2項」の右に「及び第3項」を加え、同欄150の次に次のように加える。

150の2 建築士法第10条第5項に規定に基づき、2級建築士又は木造建築士に対して戒告を与え、又は業務の停止を命じた旨の公告をすること。

別表第1県民局県土整備部の部まちづくり担当参事（丹波県民局にあつては、森のまちづくり担当参事）の項県民局長委任事項の欄153の次に次のように加える。

153の2 建築士法第23条の6の規定に基づき、建築士事務所の設計等の業務に関する報告書を受理すること。

別表第1県民局県土整備部の部まちづくり担当参事（丹波県民局にあつては、森のまちづくり担当参事）

の項県民局長委任事項の欄154中「第23条の6」を「第23条の7」に改め、同欄154の次に次のように加える。
154の2 建築士法第23条の9の規定に基づき、建築士事務所の登録簿等を一般の閲覧に供すること。

別表第1県民局県土整備部の部まちづくり担当参事（丹波県民局にあつては、森のまちづくり担当参事）の項県民局長委任事項の欄155の次に次のように加える。

155の2 建築士法第26条第4項において準用する第10条第5項の規定に基づき、建築士事務所の開設者に対して戒告を与え、又は閉鎖を命じたことを公告すること。

別表第1県民局県土整備部の部まちづくり担当参事（丹波県民局にあつては、森のまちづくり担当参事）の項県民局長委任事項の欄159を次のように改める。

159 削除

別表第1県民局県土整備部の部まちづくり担当参事（丹波県民局にあつては、森のまちづくり担当参事）の項県民局長委任事項の欄189及び195中「又は空地」を削り、同欄202の次に次のように加える。

202の2 景観条例第27条の15第2項の規定に基づき、空地の所有者等に対し、必要な指導又は助言をすること。

202の3 景観条例第27条の15第3項の規定に基づき、空地利用等景観基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告すること。

別表第1県民局県土整備部の部まちづくり担当参事（丹波県民局にあつては、森のまちづくり担当参事）の項県民局長専決事項の欄19中「第9条」を「第9条第1項」に改め、同欄19の次に次のよう加える。

19の2 建築士法第9条第2項及び第10条第5項の規定に基づき、2級建築士又は木造建築士の免許を取り消した旨の公告をすること。

別表第1県民局県土整備部の部まちづくり担当参事（丹波県民局にあつては、森のまちづくり担当参事）の項県民局長専決事項の欄21中「第23条の7第1項」を「第23条の8第1項」に改め、同欄22の次に次のように加える。

22の2 建築士法第26条第4項において準用する第10条第5項の規定に基づき、建築士事務所の登録を取り消した旨の公告をすること。

別表第1県民局県土整備部の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄4中「を指名し、又は選定する」を「の資格審査、指名又は選定をすること」に改める。

別表第2兵庫陶芸美術館長の項委任事項の欄中13を14とし、2から12までを3から13までとし、同欄1中「（平成17年兵庫県条例第14号）」を削り、同欄1を同欄2とし、同欄2の前に次のように加える。

1 兵庫陶芸美術館の設置及び管理に関する条例（平成17年兵庫県条例第14号）第4条第2項の規定に基づき、観覧料を定めること。

別表第2県立精神保健福祉センター所長の項委任事項の欄に次のように加える。

6 障害者自立支援法第12条の規定に基づき、自立支援給付（精神通院医療に係る自立支援医療費の支給に限る。）に関して、障害者等、障害児の保護者等の世帯に属する者の資産等の状況につき、官公署に対し文書の閲覧等を求め、又は銀行等の機関若しくは障害者の雇用主等の関係人に報告を求めること。

別表第2児童相談所長の項委任事項の欄11中「（福祉に関する事務所の所管区域に係るものを除く。）」を削り、同欄12中「福祉に関する事務所の所管区域に係るもの及び」を「療育の給付に係るもの、助産及び母子保護の実施に係るもの並びに」に改め、同表動物愛護センター所長の項委任事項の欄1中「、明石健康福祉事務所、社健康福祉事務所」を削り、「、柏原健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所」を「及び柏原健康福祉事務所」に改め、同欄に次のように加える。

12 感染症予防法第15条第1項の規定に基づき、職員の質問又は必要な調査をさせること（動物又はその死体に関することに限る。）。

13 感染症予防法第35条第1項の規定に基づき、職員に感染症の患者がいる場所等に立ち入り、患者等に質問させ、又は必要な調査をさせること（動物又はその死体に関することに限る。）。

別表第2六甲治山事務所長の項委任事項の欄5中「を指名し、又は選定する」を「の資格審査、指名又は選定をすること」に改め、同表県立林業研修館長の項の次に次のように加える。

森林動物研究センター所長	1 依頼研究の受託契約及び共同研究の契約を締結すること。	
--------------	------------------------------	--

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中決裁規程別表第1 県土整備部の部まちづくり課の項局長専決事項の欄に28から55までを加える改正規定（38及び39に係る部分に限る。）並びに第3条中地方機関処務規程別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部環境担当参事（但馬県民局にあつては、環境創造担当参事）の項県民局長委任事項の欄100の3及び100の4の改正規定、同欄100の4の次に100の4の2及び100の4の3を加える改正規定、同欄100の5から100の8の2までの改正規定、同部宝塚健康福祉事務所、明石健康福祉事務所、社健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、柏原健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項の改正規定（「、柏原健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所」を「及び柏原健康福祉事務所」に改める部分に限る。）、同表県民局県土整備部の部まちづくり担当参事（丹波県民局にあつては、森のまちづくり担当参事）の項県民局長委任事項の欄189及び195の改正規定、同欄202の次に202の2及び202の3を加える改正規定並びに同規程別表第2 動物愛護センター所長の項委任事項の欄1の改正規定（「、柏原健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所」を「及び柏原健康福祉事務所」に改める部分に限る。） 平成19年10月1日
- (2) 第3条中地方機関処務規程別表第1 県民局県土整備部の部まちづくり担当参事（丹波県民局にあつては、森のまちづくり担当参事）の項県民局長委任事項の欄94の次に94の2を加える改正規定、同欄148の次に148の2を加える改正規定、同欄150の改正規定、同欄150の次に150の2を加える改正規定、同欄153の次に153の2を加える改正規定、同欄154の改正規定、同欄154の次に154の2を加える改正規定、同欄155の次に155の2を加える改正規定、同欄159の改正規定、同項県民局長専決事項の欄19の改正規定、同欄19の次に19の2を加える改正規定、同欄21の改正規定及び同欄22の次に22の2を加える改正規定 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）の施行の日
- (3) 第3条中地方機関処務規程別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部環境担当参事（但馬県民局にあつては、環境担当参事）の項県民局長委任事項の欄170の5の次に170の5の2及び170の5の3を加える改正規定 産業廃棄物等の不適正処理の防止に関する条例の一部を改正する条例（平成19年兵庫県条例第18号）の施行の日

兵庫県訓令第6号

本 庁
地 方 機 関

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行等に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行等に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（職員服務規程の一部改正）

第1条 職員服務規程（昭和36年兵庫県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「防災監」の右に「、会計管理者」を加え、「のじぎく国体局、課又は室」を「局又は課」に改め、同条第13号を同条第14号とし、同条第12号中「第6号」を「第7号」に改め、同号を同条第13号とし、同条第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同条第7号中「参事（）」の右に「神戸生活創造センターの参事及び部長並びに」を加え、同号を同条第8号とし、同条第6号中「、部長（）」を「及び部長（神戸生活創造センター所長及び）」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「又は室長」を削り、同号を同条第6号とし、同条第4号中「出納局長並びに」及び「、室長」を削り、「出納長」を「出納局長」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「副局長、のじぎく国体局の参事、課長及び室長並びに」を「課長及び」に、「第12号」を「第13号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「及び」を「又は」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 出納局長 会計管理者

（公印規程の一部改正）

第2条 公印規程（昭和37年兵庫県訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、課若しくは室」を「若しくは課」に改める。

第8条の2中「吏員」を「職員」に改める。

別表中

「

出納長印	方27	出納局会計課長
出納局長印	方25	
防災監印	方27	企画管理部防災企画局企画課長

を

防災監印	方27	企画管理部防災企画局企画課長
会計管理者印	方27	出納局会計課長
出納局長印	方25	

に改め、同表政策室長印の款、政策室印の款及び室印の款を削る。

(法制審議会規程の一部改正)

第3条 法制審議会規程(昭和38年兵庫県訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

別表幹事の欄中「企画管理部教育・情報局文書課主幹」を「企画管理部教育・情報局文書課副課長」に改める。

(財産評価委員会規程の一部改正)

第4条 財産評価委員会規程(昭和38年兵庫県訓令甲第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「県土整備部まちづくり局土地対策室長」を「県土整備部まちづくり局都市政策課室長」に改める。

第9条中「企画管理部管理局財産管理室」を「企画管理部管理局管財課」に改める。

(兵庫労働金庫検査規程の一部改正)

第5条 兵庫労働金庫検査規程(昭和38年兵庫県訓令甲第28号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号(表)の部中「事務吏員」を削る。

(本庁文書管理規程の一部改正)

第6条 本庁文書管理規程(昭和43年兵庫県訓令甲第6号)の一部を次のように改める。

第12条第2項第1号及び第13条第1項第4号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第23条第1項第1号中「出納長名」を「会計管理者名」に改める。

様式第3号中「課室長」を「課室長 副課長」に改める。

(公共用地補償審査会規程の一部改正)

第7条 公共用地補償審査会規程(昭和43年兵庫県訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「企画管理部管理局財産管理室長」を「企画管理部管理局管財課室長」に、「県土整備部まちづくり局土地対策室長」を「県土整備部まちづくり局都市政策課室長」に改める。

(庁用自動車管理規程の一部改正)

第8条 庁用自動車管理規程(昭和47年兵庫県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「企画管理部管理局財産管理室」を「企画管理部管理局管財課」に改める。

第4条第3項中「企画管理部管理局財産管理室長(以下「財産管理室長」を「企画管理部管理局管財課室長(以下「管財課室長」に改める。

第5条中「又は局、課若しくは室」を「、局又は課」に、「財産管理室長」を「管財課室長」に改める。

第6条から第15条までの規定中「財産管理室長」を「管財課室長」に改める。

様式第1号中「財産管理室」を「管財課」に改める。

(執務環境規程の一部改正)

第9条 執務環境規程(昭和49年兵庫県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中「除く。）」の右に「、副課長」を加え、「地方機関の主幹」を「地方機関の副所長及び主幹」に改める。

(職員提案規程の一部改正)

第10条 職員提案規程(昭和49年兵庫県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第3項並びに第6条中「県民政策部政策室総務課長」を「県民政策部政策局総務課長」に改める。

第7条第4項中「県民政策部政策室長」を「県民政策部政策局長」に、「県民政策部政策室総務課長」を「県民政策部政策局総務課長」に改め、同条第6項中「県民政策部政策室総務課」を「県民政策部政策局総務課」に改める。

第8条第1項中「県民政策部政策室総務課長」を「県民政策部政策局総務課長」に改める。

第9条第2項から第4項までの規定中「県民政策部政策室長」を「県民政策部政策局長」に改める。

第10条及び第11条中「県民政策部政策室総務課長」を「県民政策部政策局総務課長」に改める。

(職員安全健康管理規程の一部改正)

第11条 職員安全健康管理規程(昭和50年兵庫県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中「技術職員である主幹」を「副所長」に改める。

第34条第4項中「、医師である健康生活部医療参事」を削る。

(附属機関の幹事の指定に関する規程の一部改正)

第12条 附属機関の幹事の指定に関する規程(平成12年兵庫県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

表県民生活審議会の項中「県民政策部県民文化局消費生活室長」を「県民政策部県民文化局消費生活課長」に、「健康生活部福祉局高齢福祉課長」を「健康生活部社会福祉局高齢社会課長」に改め、「健康生活部福祉局介護保険課長」を削り、「県土整備部県土企画局契約・建設業室長」を「県土整備部県土企画局総務課室長」に、「県土整備部まちづくり局土地対策室長」を「県土整備部まちづくり局都市政策課室長」に改め、同表生涯学習審議会の項中「県民政策部県民文化局消費生活室長」を「県民政策部県民文化局消費生活課長」に、「健康生活部福祉局社会援護課長」を「健康生活部社会福祉局社会援護課長」に、「健康生活部福祉局高齢福祉課長」を「健康生活部社会福祉局高齢社会課長」に改め、同表青少年愛護審議会の項中「健康生活部福祉局障害福祉課長」を「健康生活部障害福祉局障害福祉課長」に改め、同表地域安全まちづくり審議会の項中「県民政策部県民文化局消費生活室長」を「県民政策部県民文化局消費生活課長」に、「健康生活部福祉局高齢福祉課長」を「健康生活部社会福祉局高齢社会課長」に改め、同表交通安全対策会議の項中「健康生活部福祉局高齢福祉課長」を「健康生活部社会福祉局高齢社会課長」に、「健康生活部福祉局障害福祉課長」を「健康生活部障害福祉局障害福祉課長」に、「県土整備部土木局高速道路室長」を「県土整備部土木局道路計画課室長」に改め、同表障害者施策推進協議会の項中「健康生活部福祉局社会援護課長」を「健康生活部社会福祉局社会援護課長」に、「健康生活部福祉局高齢福祉課長」を「健康生活部社会福祉局高齢社会課長」に改め、「健康生活部福祉局介護保険課長」を削り、「健康生活部福祉局障害福祉課長」を「健康生活部障害福祉局障害福祉課長」に、「健康生活部福祉局障害者支援課長」を「健康生活部障害福祉局障害者支援課長」に改め、同表

「健康生活部環境管理局環境整備課長
環境審議会の項中 健康生活部環境管理局環境影響評価室長 を 健康生活部環境管理局環境整備課長
健康生活部環境管理局環境情報センター室長」
課長 「農林水産部農林水産局森林動物共生室長 「農林水産部農林水産局豊かな森づくり課長
に、 農林水産部農林水産局治山課長 を 農林水産部農林水産局豊かな森づくり課室長
農林水産部農林水産局森林保全室長 」 農林水産部農林水産局治山課長 」

に、「農林水産部農林水産局漁港課長」を「農林水産部農林水産局漁港課長」に改め、「県土整備部県土企画局技術企画課長」を削り、「県土整備部まちづくり局都市計画課長」を「県土整備部まちづくり局都市政策課室長」に改め、同表産業廃棄物審議会の項中「健康生活部環境管理局環境整備課長」を「健康生活部環境政策局環境影響評価課長」に、「農林水産部農林水産局森林保全室長」を「農林水産部農林水産局豊かな森づくり課室長」に、「県土整備部県土企画局技術管理室長」を「県土整備部県土企画局技術企画課長」に改め、同表自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会の項中「県土整備部土木局高速道路室長」を「県土整備部土木局道路計画課室長」に改め、同表農林水産政策審議会の項中「農林水

「農林水産部農政企画局総合農政課室長
産部農政企画局農業経営課長」を 農林水産部農政企画局農業経営課長 に、「農林水産部農政企画局農
農林水産部農政企画局農業経営課室長」

「農林水産部農政企画局農林経済課長
林経済課長」を 農林水産部農政企画局農林経済課室長 に改め、「農林水産部農林水産局農地調整室長」

「農林水産部農林水産局豊かな森づくり室長 「農林水産部農林水産局豊かな森づくり課長
農林水産部農林水産局森林動物共生室長 農林水産部農林水産局豊かな森づくり課室長
を削り、 農林水産部農林水産局治山課長 を 農林水産部農林水産局治山課長
農林水産部農林水産局森林保全室長 農林水産部農林水産局水産課長
農林水産部農林水産局水産課長 」 農林水産部農林水産局水産課室長 」

に改め、同表住宅審議会の項を削り、同表都市計画審議会の項中 「健康生活部環境管理局環境整備課長
健康生活部環境管理局環境影響評価室

「健康生活部環境政策局環境影響評価課長 「県土整備部まちづくり局都市計画課長 「県
長」を 健康生活部環境管理局環境整備課長 に、 県土整備部まちづくり局土地対策室長 を 県
県土整備部まちづくり局まちづくり課長」 県

土整備部まちづくり局都市政策課室長 「県土整備部まちづくり局都
土整備部まちづくり局都市計画課長 に改め、同表景観形成審議会の項中 県土整備部まちづくり局土
土整備部まちづくり局まちづくり課長 県土整備部まちづくり局景
土整備部まちづくり局まちづくり課室長」

市計画課長 「県土整備部まちづくり局都市政策課室長
地対策室長 を 県土整備部まちづくり局都市計画課長 に改め、同表広告物審議会の項中「県土整備
観形成室長」 県土整備部まちづくり局まちづくり課室長」

部まちづくり局景観形成室長」を「県土整備部まちづくり局まちづくり課室長」に改め、同表開発審査会の
項中「農林水産部農林水産局農地調整室長」を「農林水産部農政企画局農業経営課室長」に改め、同表緑豊
かな環境形成審議会の項中「農林水産部農林水産局森林保全室長」を「農林水産部農林水産局豊かな森づく

「県土整備部まちづくり局都市計画課長 「県土整備部まちづくり局都市政策課室長
り課室長」に、 県土整備部まちづくり局土地対策室長 を 県土整備部まちづくり局都市計画課長
県土整備部まちづくり局景観形成室長 を 県土整備部まちづくり局まちづくり課長
県土整備部まちづくり局まちづくり課長」 県土整備部まちづくり局まちづくり課室

に改め、同表に次のように加える。

長」

住宅審議会	県民政策部政策局ビジョン課長 県民政策部県民文化局生活創造課長 健康生活部社会福祉局高齢社会課長 県土整備部まちづくり局都市政策課長 県土整備部まちづくり局都市政策課室長 県土整備部まちづくり局都市計画課長 県土整備部まちづくり局まちづくり課長 県土整備部まちづくり局まちづくり課室長 県土整備部まちづくり局市街地整備課長 県土整備部住宅建築局住宅計画課長 県土整備部住宅建築局公営住宅課長 県土整備部住宅建築局住宅管理課長 県土整備部住宅建築局建築指導課長
-------	---

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定による改正後の兵庫労働金庫検査規程第2条第2項に規定する検査命令書又は身分証明書の様式は、当分の間、第5条の規定による改正前の兵庫労働金庫検査規程様式第1号又は様式第2号によることができる。

兵庫県訓令第7号

本 庁
地 方 機 関

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように改める。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

職員服務規程の一部を改正する訓令

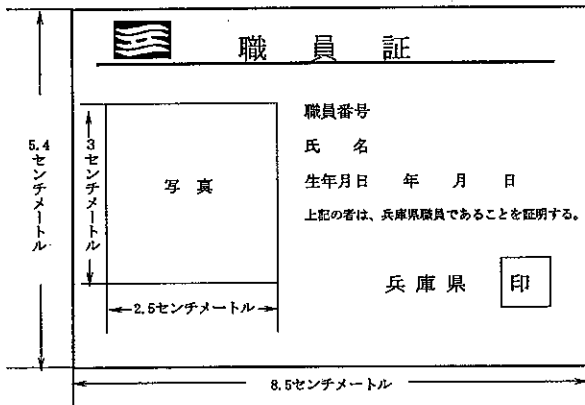
職員服務規程（昭和36年兵庫県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「おいて、職員き章については」を「おいては」に改める。

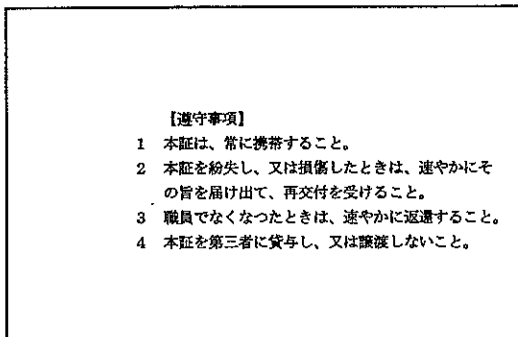
様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第5条、第6条関係）

(表 面)



(裏 面)



附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日から引き続き職員である者に交付する改正後の職員服務規程第5条第2項に規定する職員証については、当分の間、改正前の職員服務規程様式第2号によることができる。

兵庫県訓令第8号

本 庁
地 方 機 関

副知事の事務分担に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

副知事の事務分担に関する規程の一部を改正する訓令

副知事の事務分担に関する規程（平成13年兵庫県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第2号中「及び県土整備部（復興局を除く。）」を「、県土整備部（復興局を除く。）及び出納局」に改め、「、第61回国民体育大会の総括に関する事務」を削り、同条第2項中「第61回国民体育大会、第6回全国障害者スポーツ大会」を「行財政構造改革」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第408号の4

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程

第1条 平成9年兵庫県告示第443号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部を次のように改正する。

表歯科技工士試験の項口頭により開示請求をすることができる場所の欄中「医療課」を「医務課」に改める。

第2条 平成13年兵庫県告示第548号の3（県民局の部に置く参事等の職の指定に関する規程）の一部を次のように改正する。

本則中「兵庫県事務吏員」を「兵庫県職員」に改める。

第3条 平成13年兵庫県告示第548号の4（保健所主幹等の職の指定に関する規程）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

保健所副所長等の職の指定に関する規程

表芦屋保健所主幹の項から洲本保健所主幹の項までを次のように改める。

芦屋保健所副所長	芦屋健康福祉事務所副所長
宝塚保健所副所長	宝塚健康福祉事務所副所長
伊丹保健所副所長	伊丹健康福祉事務所副所長
加古川保健所副所長	加古川健康福祉事務所副所長
明石保健所副所長	明石健康福祉事務所副所長
社保健所副所長	社健康福祉事務所副所長
福崎保健所副所長	福崎健康福祉事務所副所長
龍野保健所副所長	龍野健康福祉事務所副所長
赤穂保健所副所長	赤穂健康福祉事務所副所長

豊岡保健所副所長	豊岡健康福祉事務所副所長
和田山保健所副所長	和田山健康福祉事務所副所長
柏原保健所副所長	柏原健康福祉事務所副所長
洲本保健所副所長	洲本健康福祉事務所副所長

第4条 平成16年兵庫県告示第476号の5（県民局の部に置く参事の名称を定める規程）の一部を次のように改正する。

別表中播磨県民局の款企画調整部の項中「ふるさと再生担当参事」を「銀の馬車道プロジェクト担当参事」に改める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

監 査 委 員 訓 令

兵庫県監査委員訓令第1号

事 務 局

兵庫県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

兵庫県代表監査委員 久保敏彦

兵庫県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令

兵庫県監査委員事務局組織規程（昭和56年兵庫県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表監査第1課の項中「、監査第4係」を削る。

第3条第5号中「全都道府県監査委員協議会連合会」を「全都道府県監査委員協議会連合会等」に改め、同条中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第13号までを2号ずつ繰り上げ、同条第14号中「請願」の右に「及び苦情」を加え、同条中同号を第12号とし、第15号を第13号とし、第16号を第14号とする。

第4条中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号中「年間監査計画」を「監査計画」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 監査委員会議に関すること。

第6条第1項中「次の」を「事務局に、事務局長のほか、次の」に改め、同項の表次長の項及び主幹の項を削り、同表係長の項中「課」を「係」に改め、同表主査の項及び主任の項を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「、必要と認めるときは」を削り、同項の表課長補佐の項を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、事務局に、次の表の左欄に掲げる職を、それぞれ同表の中欄に掲げる事務局の組織に置くことがあり、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	組織	職務
次長	事務局	事務局長の職務を補佐する。
副課長	課	課長の職務を補佐し、課の事務を整理し、所属の職員の担当する事務を監督するとともに、課長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
主幹	課	上司の命を受け、困難の度が高い事務を掌理し、又は処理する。
課長補佐	課	上司の命を受け、担当事務について、上司の職務を補佐するとともに、当該事務を処理する。

主査	課	主幹、課長補佐、係長その他の上司の主として困難の度が高い職務を補助する。
主任	課	主幹、課長補佐、係長その他の上司の職務を補助する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

兵庫県監査委員訓令第2号

事務局

兵庫県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

兵庫県代表監査委員 久保敏彦

兵庫県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

兵庫県監査委員事務局処務規程（平成9年兵庫県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号及び第4号中「課長」の右に「、副課長」を加える。

第8条第2項中「主幹、課長補佐又は係長が、それぞれの担任する事務に関し、」を「副課長が」に改める。

第10条中「次長」の右に「、副課長」を加える。

第12条中「主幹、課長補佐又は係長が、それぞれの担任する事務に関し、」を「副課長が」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

兵庫県監査委員訓令第3号

事務局

兵庫県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

兵庫県代表監査委員 久保敏彦

兵庫県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

兵庫県監査委員事務局職員服務規程（平成10年兵庫県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号 (第 2 条関係)

(表 面)

(裏 面)

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日の前日から引き続き職員である者に交付する改正後の兵庫県監査委員事務局職員服務規程第 2 条第 2 項に規定する職員証については、当分の間、改正前の兵庫県監査委員事務局職員服務規程様式第 2 号によることができる。